

基金情報

No. 137

平成25年6月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成25年度・主要事業概況

事 項	5月末数	対前月増減数	事 項	5月末数(累計)
事業所数(件)	221	-1	年金掛金	調定額(円) 134,285,246
加入員数(人)	男子 4,295	1	事務費掛金	収納額(円) 133,647,532
	女子 2,176	-5		収納率 99.53%
	計 6,471	-4		事務費掛金調定額(円) 3,875,336
平均標準給与月額(円)	男子 337,959	-1,238	資産運用	信託資産額(時価) 272億1,887万円
	女子 229,892	-545		修正総合利回り 5.20%
	計 301,620	-943		ベンチマーク差 -0.32%
受給者数(人)	6,431	6	慶弔金の支給件数・金額	8件8万円
平均年金額(円)	524,172	390	年金相談件数	71件

法案関係

「厚生年金基金制度」の見直しに係る厚生年金保険法改正案が参議院本会議にて可決・成立されました

平成25年6月19日、参議院本会議において「厚生年金基金制度」の見直し等が盛り込まれた「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法案」が賛成202人、反対6人で可決・成立されました。
(施行は来年4月からの見直しとなっております。)

その法律では、最低責任準備金(代行部分)と純資産の割合が、法施行から5年を経過したとき1.5%以上必要とされています。1%を下回る基金は解散、1%~1.5%未満の基金は解散もしくは他制度へ移行しなければなりません。現行において1.5%を上回る基金は1割程度で総合型では10基金ほどです。

当基金は、現在、指定基金に指定されています。平成24年度決算見込みでは0.92%で指定基金は解除される見込みですが1%を下回っており解散せざるをえない状況です。法案実施についての詳しい内容は、まだ政省令が發布されておりませんので分かりませんが、当基金としましては平成24年度決算結果及び政省令の發布を踏まえ、平成25年9月の代議員会において解散を含めた基金の方向性について協議を行う予定です。

* 厚生年金保険法改正案の概要は当基金のホームページに掲載しております
当基金ホームページ(<http://www.glskkn.com>) → トップページ → 最新情報・ニュース
・お知らせ2013.5.17「厚生年金基金制度の見直しに係る法改正案」
(法改正の概要を紙でご希望される場合は、当基金までご連絡ください)

適用関係

「賞与支払届」について ~届出を忘れずにお願ひします~

年3回以下で支払われる賞与は、毎月の給与と同様に保険料(掛金)を納めていただくこととなっております。
被保険者(加入員)の方に賞与が支払われたときは「賞与支払届」に「総括表」を添付して年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へご提出ください。

- 賞与支払予定月に賞与支給がなかった場合、「不支給」として「総括表」の提出が必要です
- 資格喪失月に支払われた賞与に対しては、賞与支給日が喪失日の前でも後でも保険料(掛金)は発生しませんが、喪失日前に支給された賞与に対しては年度累計の対象となるため届出が必要です

【賞与支払予定月の変更】

「賞与総括表支払届総括表」や「算定基礎届総括表」にて賞与予定月を管理し、支払月の前に賞与届等をお送りしております。賞与支払月を変更される場合は、「賞与支払届総括表」にて支払月の変更を行ってください。

* 賞与支払予定月以外は届書をお送りしておりません。臨時で賞与支給があったときなどは、届出が必要となりますので、当基金までご連絡ください。

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金 (加入期間5年以上の加入員が死亡したとき)
- ◇ 結婚祝金 (加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき)

【給付金額】

- ◇ 弔慰金 (遺族へ支給)
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金 (加入員本人へ支給)
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求 (請求書は当基金のホームページからダウンロードできます)

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。(将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。)

年金相談についてのお願ひ

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決済サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。(振替日は28日となります。)(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

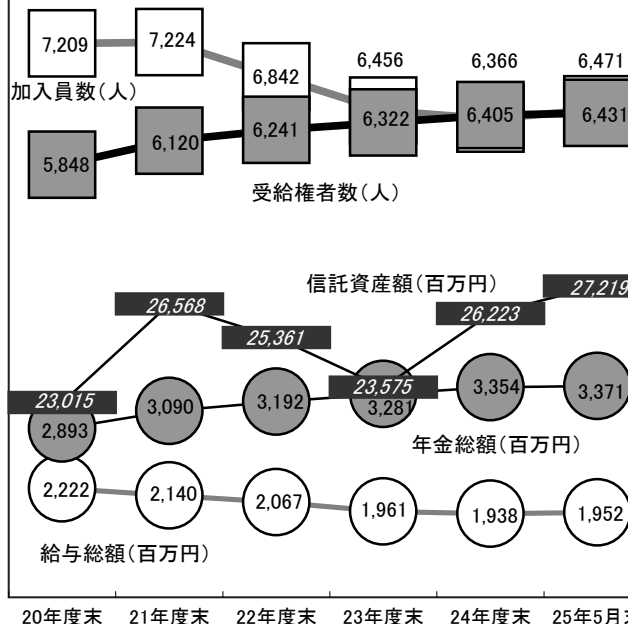
*** 6月分の掛金納入期限は、平成25年7月31日となりますので、ご協力お願いいたします。**

7月の予定

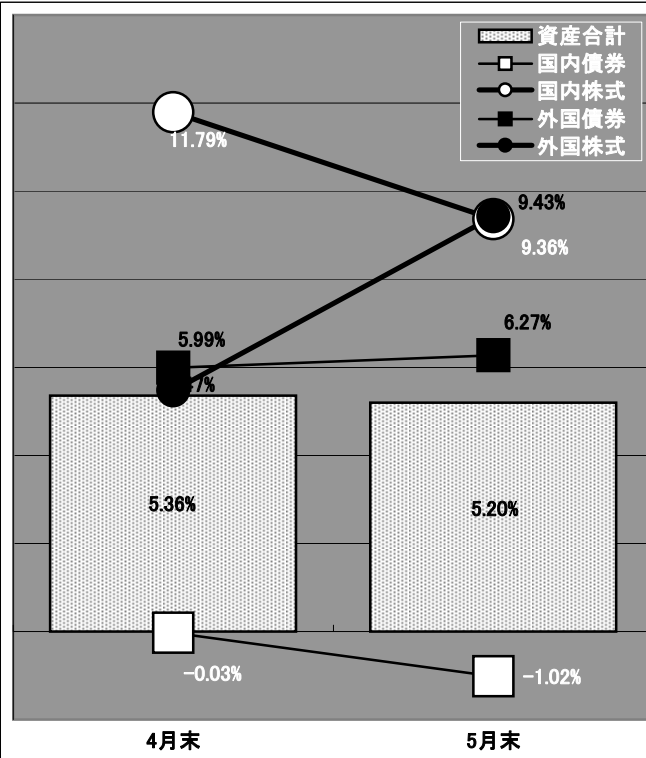
12日 告知書(6月分)発送

※ 7月分の適用関係書類の切は8月6日です。

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成25年度>



【お願ひ】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮の方願ひいたします
ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

設立事業所の異動(規約変更関係等)・5月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
削除事業所	榊山本光学研究所	閉鎖	H25. 2. 26
名称変更	シブヤ照明電材(株)	S S D(株)	H25. 5. 1
代表者変更	目黒化工(株)	榊本 健 氏	H25. 5. 27